

# 消費生活に関することで困ったときは

## ■ 薩摩川内市消費者ホットライン（薩摩川内市消費生活センター）

☎（０９９６）２３－０８０８（FAX 兼用）

また、土日・祝日（１０時から１６時まで）は、次のところにお問い合わせください。

## ■ 消費者ホットライン（全国統一番号） ☎ １８８（いやや）

専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。お気軽にご相談ください。

あなたの周りで聞いたことはありませんか？

こんな言葉は危険です！ 悪質商法・詐欺を疑いましょう！

- ◎「無料で粗品をプレゼントします」
- ◎「絶対に損はしない、小遣い稼ぎみたいなもの」
- ◎「今すぐ契約すれば特別に半額にします」 など

### □ 悪質商法の被害にあわないための５か条

- その１** 必要ないものは「買いません」とはっきり断る。  
断ることは失礼にはなりません。
- その２** 簡単にドアを開けず、まずは名前と訪問の目的を聞く。  
訪問販売の販売員は、販売目的であること、社名と販売したい商品・サービスを告げる義務があります。
- その３** 即断・即決は絶対ダメ！ 必ず誰かに相談する。  
「今すぐ決めてください」などと迫ってきたら、断るのが安全です。
- その４** 甘い言葉には裏がある。疑ってかかること。  
「簡単にもうかります」「絶対に損はさせません」などの言葉が出てきたら警戒が必要です。
- その５** 一人で悩まず、身近な人や相談窓口相談する。  
しつこい勧誘や後悔している契約などは、一人で対処しようとせず  
に周囲の人に協力を仰ぎましょう。